

平成 19 年 11 月 12 日

各 位

短資協会

インターバンク市場取引要綱の一部改訂について

短期金融市場取引活性化研究会における議論を踏まえ、当協会が編集しております「インターバンク市場取引要綱」の一部を本日（11 月 12 日）より次ページのとおり改訂することと致します。

変更・削除箇所表示例

〔 _____（アンダーライン）は変更箇所
_____（二重取り消し線）は削除箇所 〕

インターバンク市場取引要綱目次

はじめに	1
インターバンク市場取引要綱	
1. 取引時間	2
2. 市場へのオーダー	2
3. 取引の方法と成約の仕方	2
4. 確認	4
5. 資金授受	<u>5</u>
6. 担保授受	5
7. 約束手形の授受	6
8. 担保の差入金額等	6
9. 元金及び利息・割引料計算	<u>7</u>
10. 臨時休日	<u>7</u>
11. 取引情報の機密保持	<u>8</u>
市場取引用語の定義等	
1. インターバンク市場取引分類	<u>9</u>
2. 取引条件にかかわる用語（ア・イ・ウ・エ・オ順）	<u>10</u>
3. オーダー、レート of 呈示などにかかわる用語	<u>12</u>
4. 取引成約などにかかわる用語	<u>13</u>
5. 担保関係	<u>14</u>
6. その他	<u>14</u>
参考	
1. インターバンク市場における期日の定め方	<u>15</u>
2. 有担保コール、手形売買取引における担保の種類および掛目	<u>17</u>
3. インターバンク市場取引の日中スケジュール	<u>18</u>
4. インターバンク市場における最近の取引手法の変遷	<u>19</u>

インターバンク市場取引要綱

1. 取引時間

インターバンク市場の取引時間は、原則午前8時30分から日銀当座預金振替終了時までとする。ただし、取引当事者間の合意を制限するものではない。

2. 市場へのオーダー

- (1) 取引レートは、原則として100分の1%刻み及び32分の1%刻みの併用とするが、マーケット環境に応じて1000分の1%刻みも併用できるものとする。
- (2) 100分の1%刻み及び1000分の1%刻みによる取引の場合のレート呈示は、それぞれ原則として小数点以下第2位、同3位までを呼称し、32分の1%刻みによる取引の場合のレート呈示は、原則として小数点以下は分子、分母を呼称する。
- (3) 短資会社は、市場参加者（以下参加者という）によるオーダーを受け付けるに際して、先日付物取引であることが明確に表明されない限り当日物取引とみなす。
- (4) 短資会社は、取引期間が1週間物以上のオーダーを受け付けるに際して、明確に期日の指定がされない限り応日を期日とみなす。
- (5) 短資会社は、オーダーを受け付けるに際して参加者より明確な表明がない限り、資金授受の条件を通常の取引慣行とみなす（通常の取引慣行は「5. 資金授受」を参照）。
- (6) 短資会社は、参加者からオーダーを受け付けるに際してはファーム・オーダーを原則とし、アンダーリファレンスよりこれを優先する。
- (7) 短資会社は、参加者よりアンダーリファレンスの意志表示が事前になされない限り、呈示された条件をファーム・オーダーとみなす。
- (8) 短資会社は、参加者より呈示されたファーム・オーダーについては、これを取り下げる旨の意思表示が、短資会社になされるまで有効なものとみなす。

3. 取引の方法と成約の仕方

A. 有担保コール

- (1) 有担保コールディーリング取引は短資会社を一方の当事者とする取引で、「オファービッド制」と「気配値制（各短資会社が呈示する気配レートを適用する取引）」がある。「オファービッド制」の最低取引金額は原則5億円とし、取引単位は1億円刻みとする。「気配値制」の最低取引金額は原則1000万円とし、取引単位は100万円刻みとする。なお、5億円以上の取引金額の場合も取引当事者双方の合意があれば、「気配値制」による取引とすることもできる。
- (2) 有担保コールブローキング取引は、最低取引金額を原則5億円とし、取引単位は1億円刻みとする。なお、資金及び担保品の授受等は資金の出し手・取り手の当事者

間で直接行う方式であり、短資会社は媒介を行うのみである。

- (3) 有担保コール取引の場合、参加者は短資会社に対して担保種類や担保授受方法等の取引条件を明確にしなければならない。
- (4) 有担保コール取引ブローキングの約定時刻は、取引当事者双方の取引条件が合致し、短資会社が口頭で取引成約に至った旨を伝えた時点とする。
- (5) 有担保コール取引ディーリングの約定時刻は、短資会社がオーダーを呈示している参加者に対して口頭で取引成約の旨を告げた時点とする。
- (6) 有担保コールブローキングの場合、ファーム・オーダーで取引の意思表示をしている資金の出し手または取り手は、相手先との間に与信上の問題がある場合を除き、呈示した条件で取引を希望する相手先との取引に応じなければならない。
- (7) 短資会社は、約定に際してファーム・オーダーをアンダーリファレンスより優先する。
- (8) 参加者が短資会社に対し、オーダー取り消しの意思を伝えようとすると同時に短資会社が取引成立を告げた場合、その取引は成約されたものとする。また、短資会社が取り消しを伝えようとすると同時に、参加者が短資会社に対し取引成立のための意思を告げた場合、その取引は成約されなかったものとする。
- (9) 短資会社は、資金の出し手または取り手が相手先との与信上の問題から取引を拒否した場合、相手方に対し、取引を拒否した資金の出し手または取り手の個別名を告げてはならない。

B. 無担保コール

- (1) 無担保コール取引の最低取引金額は原則 5 億円とし、取引単位は 1 億円刻みとする。
- (2) 無担保コール取引の約定時刻は、資金の出し手がライン・チェックの後、短資会社に対して口頭で取引成約の旨を告げた時点とする。
- (3) ファーム・オーダーで取引の意思表示をしている資金の出し手は、相手先との間に与信上の問題がある場合を除き、呈示した条件で取引を希望する相手先との取引に応じなければならない。
- (4) 短資会社は、約定に際してファーム・オーダーをアンダーリファレンスより優先する。
- ~~(5) 資金の取り手が、取引成約のための意思表示をした時に限り、初めて短資会社は資金の出し手に対して、相手先の個別名を開示することができる。~~
- (5) 参加者が、短資会社に対しオーダー取り消しの意思を伝えようとする同時に他の参加者が、短資会社に対して取引成立のための意思を告げた場合、取引成約のための意思表示はなされたものとみなす。また、短資会社が参加者からの取り消しの意思を伝えようとする同時に、他の参加者が短資会社に対し取引成立のための意思を告げた場合、取引成約のための意思表示はなされなかったものとみなす。

- (6) 短資会社は、資金の出し手から「ライン・チェック」の表明がなされた資金の取り手のファーム・オーダーについては、資金の出し手から次の意思表示（取引成約またはライン・フル）がなされるまで、資金の取り手からの取り消しを受け付けることはできない。
- (7) 短資会社は、資金の出し手が相手先との与信上の問題から取引を拒否した場合、資金の取り手に対し、取引を拒否した資金の出し手の個別名を告げてはならない。

C. 手形売買取引

- (1) 手形売買取引の最低取引金額は原則 1 0 0 0 万円とし、取引単位は 1 0 0 万円刻みとする。
- (2) 手形売買取引は、有担保ディーリング取引と同様に短資会社を一方の当事者として行う手形の売買である。
- (3) 手形売買方式には「原手形方式」と「表紙手形方式」がある。
- (4) 手形の転売
- イ. 買入手形は、当初の手形取引の期日より前に、手形売買市場において転売することができる。
- ロ. 転売手形を取り扱う短資会社は、当初の手形売却人に、手形が転売に出された旨を知らせなければならない。
- ハ. 転売に出された手形は、当初の手形売却人が買い戻すことが出来る。
- ニ. 一度転売された手形は、いつでも再転売することができる。
- (5) 短資会社は、約定に際してファーム・オーダーをアンダーリファレンスより優先する。
- (6) 参加者が短資会社に対し、オーダー取り消しの意思を伝えようとすると同時に短資会社が取引成立を告げた場合、その取引は成約されたものとする。また、短資会社が取り消しを伝えようとすると同時に、参加者が短資会社に対し取引成立のための意思を告げた場合、その取引は成約されなかったものとする。

4. 確認

- (1) 短資会社は、取引成約に際して、取引当事者に対し取引内容（取引種類、条件、期間、金額、レート、約定時刻、資金授受時刻等の必要事項）を明確に表明しなければならない。
- (2) 短資会社は、取引成約後に取引内容を「報告書」等で取引当事者に開示する。取引当事者は取引内容を確認しなければならない。
- (3) 取引当事者が約定確認システム利用先の場合、短資会社は同システム上で上記（2）の取引内容を開示する。
- (4) 短資会社は、取引成約後取引当事者から成約内容の確認を求められた場合にはこれに口頭で応じなければならない。

(掛目については参考 2. 参照)

9. 元金及び利息・割引料計算

- (1) 有担保コール時価方式における元金は、約定金額とする。ただし、当事者間の合意によりそれ以外の取引も可能。
- (2) 有担保コールおよび無担保コール取引の利息計算に当たっては、1 年の日数は平年・閏年とも 365 日とする。なお、日数計算は片落ち、1 円未満は切り捨てる扱いとする。
- (3) 手形売買取引の割引料計算に当たっては、1 年の日数は平年・閏年とも 365 日とする。なお、元金は 1000 円未満は切り捨て、日数計算は片落ち、1 円未満は切り捨てる扱いとする。
- (4) 有担保コール取引、無担保コール取引および手形売買取引の利息・割引料計算式は次のとおり。
なお、有担保コール DVP 方式において約定後に振替単位のみを小口化する場合は、利息金額は振替単位によらず当初の約定元金を元に計算する。

$$\text{利息・割引料} = \frac{\text{元金} \times \text{日数} \times \text{レート}}{365}$$

- (5) 日中コール取引の利息計算式は次のとおり。

$$\text{利息} = \frac{\text{元金} \times \text{レート}}{365}$$

10. 臨時休日

- (1) 既に取り引されている有担保コール、無担保コール、手形売買取引の期日が予期せざる休日となった場合、両当事者間に別段の合意がない限り、原則として翌営業日を資金決済日とする。ただし、当該休日が月末営業日に当たる場合は原則として前営業日を資金決済日とする。
- (2) 資金決済日変更に際しては、当初約定金利をそのまま使用し、金利計算に当たっては日数調整を行うものとする。なお、調整に伴う資金の授受は有担保コール、無担保コール、手形売買取引とも変更された資金決済日に行うものとする。
- (3) 既に約定済みかつスタート日未到来の先日付物取引において、期日が予期せざる休日となった場合については、当該取引当事者間で調整を行うことができる。ただし、調整につき取引当事者間の合意がなされない場合は、前 2 項に従うものとする。
- (4) 既に約定済みの先日付物取引において、スタート日が予期せざる休日となった場合は、上記(1)(2)を参考に、当該取引当事者間で調整を行うものとする。ただし、調整につき当該取引当事者間で合意が為されない場合は、当該約定を取り消すものとする。

11. 取引情報の機密保持

- (1) インターバンク市場において、その業務に携わる者達が市場における機密を保持していくことは、信頼のおける効率的な市場を保つために不可欠なものである。短資会社は、参加者にかかる個別の機密情報等を関係当事者からの明確な許可が得られた場合等を除き、他の参加者に対し伝えてはならない。また、参加者は短資会社に対して個別の機密情報等を尋ねてはならない。
- (2) 短資会社が取引成約以前の段階において市場情報として伝える事ができるのはオファー・ビッドのレート、オファー・ビッドの総量もしくはそのボリューム感、およびファーム・オーダー、アンダー・リファレンスの区別、ならびに取引成約レートおよびその金額もしくはボリューム感のみである。
- (3) 短資会社は、参加者の個別名は勿論のこと、~~業態名~~によるオファー・ビッド状況または取引成約状況及び個別名の特定につながる業態名等の開示・言及などを他の参加者に~~伝~~してはならない。また、参加者は他の参加者の個別名や~~業態名~~によるオファー・ビッド状況または~~取引成約状況~~などを短資会社に対して尋ねてはならない。
- (4) オープン・ボイスボックスは参加者と短資会社の間で、円滑な注文・情報の伝達を行うためのものであると同時に、不特定多数が市場の状況を聞くことが出来る装置である。従って、機密保持の観点からその使用は十分注意するとともに、本来の目的を意識して使用しなければならない。

- ・取り、取る
コール資金を調達する意思表示。
- ・ビッド
資金の取り手側のオーダー
- ・ファーム・オーダー
取引成約を前提として、変更または取り消しの意思表示がされない限り継続されるオーダー（取引の種類、取引の期間、資金の出し・取りの区別、資金授受時刻、方法、取引レート、金額等を明示したオーダー）。アンダーリファレンスより優先される。
- ・ファーム・レート
取引成約を前提としたオーダー・レート。
- ・メイン
資金を取る意思表示。
- ・ユアーズ
資金を出す意思表示。
- ・ライン・チェック、チェックング
クレジット・ラインをチェックすること。「与信上問題なければ取引を行う」との意思表示。

4. 取引成約などにかかわる用語

- ・アマウント合わず
取引当事者同士の取引希望金額があわないこと。
- ・ギブン
ビッドに対しオファーが出て取引が成立したこと。
- ・コンファーム
約定内容の確認。
- ・ダン
取引成約の意思表示。
- ・テイクン
オファーに対しビッドが出て取引が成立したこと。
- ・ナッシング・ダン、ナッシング
取引不成立。

~~・メイン~~
~~資金を取る意思表示。~~

~~・ユアーズ~~
~~資金を出す意思表示。~~

~~・ライン・チェック、チェックキング~~

~~クレジット・ラインをチェックすること。~~

・ライン・フル、フル

~~クレジット・ラインがいっぱいであること~~ライン・チェックを行った場合に、「与信上問題があったので取引不成立とする」意思表示。

5. 担保関係

・外貨手形の邦貨換算率

現在ではドル建てのみがその対象。前月の円・ドル為替相場の平均レートに基づき毎月の第四営業日に短資協会が発表し、第五営業日から適用される。

・短資取引担保センター

インターバンク市場における有担保コール取引、手形売買取引に伴う担保品の授受を現物の移動ではなく、帳簿上の振替によって行うことを目的として設立された機構。運営の主体は短資協会。短資協会と参加者の間で担保品の寄託契約を行い、それによって寄託を受けた担保品現物は、日本銀行金庫に保護預かりとして集中保管される。取引発生に伴う担保品の移動は、短資取引担保センターにおける市場参加者間の帳簿上での振替により行われる。1995年9月18日設立。

2002年9月からは短資会社から委託を受けて手形、証票類等の共同受渡業務も行っている。

6. その他

・短資協会

1962年11月1日、日本銀行と取引を有する短資会社を会員として、短資業務の改善、向上を図り、金融市場の発展に寄与することを目的として設立された。

・短資取引約定確認システム

2001年1月、日本銀行当座預金決済のRTGS化に伴い、短資会社を経由した取引の約定確認業務を迅速かつ一元的に行うことを目的として構築されたシステム。短資協会が運営管理。

1 1 か月物＝資金受渡日の 1 1 か月後の応当日から 1 年後の応当日の前日までが期日となるもの

1 年物＝資金受渡日の 1 年後の応当日が期日となるもの

(注)・2 日物から 6 日物については期日が休日に該当する場合、その期日物は成り立たないことになる。

- ・ 1 週間物から 3 週間物については、応当曜日が休日の場合には翌営業日を応当日とする
- ・ 1 か月物から 1 年物については、応当日が休日の場合には翌営業日を応当日とするが、応当日が月末休日に当たる場合は、前営業日を期日とする。
- ・ 月末営業日に取引するをスタート日とする 1 か月物から 1 年物については、応当日がその属する月の月末営業日の前になる場合には、応当日から当該月末営業日までのいずれの日も期日とすることができる。ただし、期日の指定がされない場合は月末最終営業日を期日とみなす。
- ・ 翌日物は無担保コールではオーバーナイト物と読み替える。

2. 有担保コール、手形売買取引における担保の種類および掛目

有担保コール、手形売買取引において、現在取引慣行となっている担保の種類および掛目は次のとおり。尚、当事者間の合意により以下の料率以外の掛目による取引も可能。

(1) 有担保コール取引

種類	担保価額
超長期国債	取引金額に対し額面で10%増し
長期国債	〃 7% 〃
割引国債	〃 40% 〃
中期国債	〃 3% 〃
短期国債 (TB FB)	〃 1% 〃
金融債	〃 20% 〃
世銀債	〃 20% 〃
その他の公社債	〃 20% 〃
円貨手形	〃 25% 〃
外貨手形 (円貨換算後)	〃 25% 〃
短資取引株式預り証	〃 0% 〃
日銀売出手形	〃 0% 〃

(注) 上記の担保価額に関して状況変化が生じた場合には、別途取引当事者の合意による。

担保割れ銘柄(*)については、資金の出し手の承諾なく担保として利用しないものとする。

(*)担保割れ銘柄とは「差入担保銘柄の時価×掛目」が取引金額を下回る銘柄をいう。

(例) 上記の担保掛目を用いた場合、時価 99.00 の短期国債は担保割れ銘柄となる。

差入担保銘柄の時価 99.00 × 短期国債担保掛目 101% = 99.99 < 取引金額 100

(2) 手形売買取引

種類	担保価額
円貨手形	手形金額に対し額面で0%増し
外貨手形	換算率を用いて算出
超長期国債 (15, 20, 30年)	手形金額に対し額面で30% 〃
長期国債 (6, 10年)	〃 20% 〃
割引国債 (3, 5年)	〃 40% 〃
中期国債 (2, 4, 5年)	〃 20% 〃
短期国債 (TB FB)	〃 10% 〃
金融債	〃 30% 〃
その他の公社債	〃 30% 〃
日銀売出手形	〃 0% 〃

(注) 上記の担保価額に関して状況変化が生じた場合には、別途取引当事者の合意による。

インターバンク市場取引要綱目次

はじめに	1
インターバンク市場取引要綱	
1. 取引時間	2
2. 市場へのオーダー	2
3. 取引の方法と成約の仕方	2
4. 確認	4
5. 資金授受	<u>5</u>
6. 担保授受	5
7. 約束手形の授受	6
8. 担保の差入金額等	6
9. 元金及び利息・割引料計算	<u>7</u>
10. 臨時休日	<u>7</u>
11. 取引情報の機密保持	<u>8</u>
 市場取引用語の定義等	
1. インターバンク市場取引分類	<u>9</u>
2. 取引条件にかかわる用語（ア・イ・ウ・エ・オ順）	<u>10</u>
3. オーダー、レート of 呈示などにかかわる用語	<u>12</u>
4. 取引成約などにかかわる用語	<u>13</u>
5. 担保関係	<u>14</u>
6. その他	<u>14</u>
 参考	
1. インターバンク市場における期日の定め方	<u>15</u>
2. 有担保コール、手形売買取引における担保の種類および掛目	<u>17</u>
3. インターバンク市場取引の日中スケジュール	<u>18</u>
4. インターバンク市場における最近の取引手法の変遷	<u>19</u>

インターバンク市場取引要綱

1. 取引時間

インターバンク市場の取引時間は、原則午前8時30分から日銀当座預金振替終了時までとする。ただし、取引当事者間の合意を制限するものではない。

2. 市場へのオーダー

- (1) 取引レートは、原則として100分の1%刻み及び32分の1%刻みの併用とするが、マーケット環境に応じて1000分の1%刻みも併用できるものとする。
- (2) 100分の1%刻み及び1000分の1%刻みによる取引の場合のレート呈示は、それぞれ原則として小数点以下第2位、同3位までを呼称し、32分の1%刻みによる取引の場合のレート呈示は、原則として小数点以下は分子、分母を呼称する。
- (3) 短資会社は、市場参加者（以下参加者という）によるオーダーを受け付けるに際して、先日付物取引であることが明確に表明されない限り当日物取引とみなす。
- (4) 短資会社は、取引期間が1週間物以上のオーダーを受け付けるに際して、明確に期日の指定がされない限り応日を期日とみなす。
- (5) 短資会社は、オーダーを受け付けるに際して参加者より明確な表明がない限り、資金授受の条件を通常の取引慣行とみなす（通常の取引慣行は「5. 資金授受」を参照）。
- (6) 短資会社は、参加者からオーダーを受け付けるに際してはファーム・オーダーを原則とし、アンダーリファレンスよりこれを優先する。
- (7) 短資会社は、参加者よりアンダーリファレンスの意志表示が事前になされない限り、呈示された条件をファーム・オーダーとみなす。
- (8) 短資会社は、参加者より呈示されたファーム・オーダーについては、これを取り下げる旨の意思表示が、短資会社になされるまで有効なものとみなす。

3. 取引の方法と成約の仕方

A. 有担保コール

- (1) 有担保コールディーリング取引は短資会社を一方の当事者とする取引で、「オファービッド制」と「気配値制（各短資会社が呈示する気配レートを適用する取引）」がある。「オファービッド制」の最低取引金額は原則5億円とし、取引単位は1億円刻みとする。「気配値制」の最低取引金額は原則1000万円とし、取引単位は100万円刻みとする。なお、5億円以上の取引金額の場合も取引当事者双方の合意があれば、「気配値制」による取引とすることもできる。
- (2) 有担保コールブローキング取引は、最低取引金額を原則5億円とし、取引単位は1億円刻みとする。なお、資金及び担保品の授受等は資金の出し手・取り手の当事者

間で直接行う方式であり、短資会社は媒介を行うのみである。

- (3) 有担保コール取引の場合、参加者は短資会社に対して担保種類や担保授受方法等の取引条件を明確にしなければならない。
- (4) 有担保コール取引ブローキングの約定時刻は、取引当事者双方の取引条件が合致し、短資会社が口頭で取引成約に至った旨を伝えた時点とする。
- (5) 有担保コール取引ディーリングの約定時刻は、短資会社がオーダーを呈示している参加者に対して口頭で取引成約の旨を告げた時点とする。
- (6) 有担保コールブローキングの場合、ファーム・オーダーで取引の意思表示をしている資金の出し手または取り手は、相手先との間に与信上の問題がある場合を除き、呈示した条件で取引を希望する相手先との取引に応じなければならない。
- (7) 短資会社は、約定に際してファーム・オーダーをアンダーリファレンスより優先する。
- (8) 参加者が短資会社に対し、オーダー取り消しの意思を伝えようとすると同時に短資会社が取引成立を告げた場合、その取引は成約されたものとする。また、短資会社が取り消しを伝えようとすると同時に、参加者が短資会社に対し取引成立のための意思を告げた場合、その取引は成約されなかったものとする。
- (9) 短資会社は、資金の出し手または取り手が相手先との与信上の問題から取引を拒否した場合、相手方に対し、取引を拒否した資金の出し手または取り手の個別名を告げてはならない。

B. 無担保コール

- (1) 無担保コール取引の最低取引金額は原則 5 億円とし、取引単位は 1 億円刻みとする。
- (2) 無担保コール取引の約定時刻は、資金の出し手がライン・チェックの後、短資会社に対して口頭で取引成約の旨を告げた時点とする。
- (3) ファーム・オーダーで取引の意思表示をしている資金の出し手は、相手先との間に与信上の問題がある場合を除き、呈示した条件で取引を希望する相手先との取引に応じなければならない。
- (4) 短資会社は、約定に際してファーム・オーダーをアンダーリファレンスより優先する。
- ~~(5) 資金の取り手が、取引成約のための意思表示をした時に限り、初めて短資会社は資金の出し手に対して、相手先の個別名を開示することができる。~~
- (5) 参加者が、短資会社に対しオーダー取り消しの意思を伝えようとすると同時に他の参加者が、短資会社に対して取引成立のための意思を告げた場合、取引成約のための意思表示はなされたものとみなす。また、短資会社が参加者からの取り消しの意思を伝えようとする同時に、他の参加者が短資会社に対し取引成立のための意思を告げた場合、取引成約のための意思表示はなされなかったものとみなす。

- (6) 短資会社は、資金の出し手から「ライン・チェック」の表明がなされた資金の取り手のファーム・オーダーについては、資金の出し手から次の意思表示（取引成約またはライン・フル）がなされるまで、資金の取り手からの取り消しを受け付けることはできない。
- (7) 短資会社は、資金の出し手が相手先との与信上の問題から取引を拒否した場合、資金の取り手に対し、取引を拒否した資金の出し手の個別名を告げてはならない。

C. 手形売買取引

- (1) 手形売買取引の最低取引金額は原則 1 0 0 0 万円とし、取引単位は 1 0 0 万円刻みとする。
- (2) 手形売買取引は、有担保ディーリング取引と同様に短資会社を一方の当事者として行う手形の売買である。
- (3) 手形売買方式には「原手形方式」と「表紙手形方式」がある。
- (4) 手形の転売
- イ. 買入手形は、当初の手形取引の期日より前に、手形売買市場において転売することができる。
 - ロ. 転売手形を取り扱う短資会社は、当初の手形売却人に、手形が転売に出された旨を知らせなければならない。
 - ハ. 転売に出された手形は、当初の手形売却人が買い戻すことが出来る。
 - ニ. 一度転売された手形は、いつでも再転売することができる。
- (5) 短資会社は、約定に際してファーム・オーダーをアンダーリファレンスより優先する。
- (6) 参加者が短資会社に対し、オーダー取り消しの意思を伝えようとすると同時に短資会社が取引成立を告げた場合、その取引は成約されたものとする。また、短資会社が取り消しを伝えようとすると同時に、参加者が短資会社に対し取引成立のための意思を告げた場合、その取引は成約されなかったものとする。

4. 確認

- (1) 短資会社は、取引成約に際して、取引当事者に対し取引内容（取引種類、条件、期間、金額、レート、約定時刻、資金授受時刻等の必要事項）を明確に表明しなければならない。
- (2) 短資会社は、取引成約後に取引内容を「報告書」等で取引当事者に開示する。取引当事者は取引内容を確認しなければならない。
- (3) 取引当事者が約定確認システム利用先の場合、短資会社は同システム上で上記（2）の取引内容を開示する。
- (4) 短資会社は、取引成約後取引当事者から成約内容の確認を求められた場合にはこれに口頭で応じなければならない。

(掛目については参考 2. 参照)

9. 元金及び利息・割引料計算

- (1) 有担保コール時価方式における元金は、約定金額とする。ただし、当事者間の合意によりそれ以外の取引も可能。
- (2) 有担保コールおよび無担保コール取引の利息計算に当たっては、1 年の日数は平年・閏年とも 365 日とする。なお、日数計算は片落ち、1 円未満は切り捨てる扱いとする。
- (3) 手形売買取引の割引料計算に当たっては、1 年の日数は平年・閏年とも 365 日とする。なお、元金は 1000 円未満は切り捨て、日数計算は片落ち、1 円未満は切り捨てる扱いとする。
- (4) 有担保コール取引、無担保コール取引および手形売買取引の利息・割引料計算式は次のとおり。
なお、有担保コール DVP 方式において約定後に振替単位のみを小口化する場合は、利息金額は振替単位によらず当初の約定元金を元に計算する。

$$\text{利息・割引料} = \frac{\text{元金} \times \text{日数} \times \text{レート}}{365}$$

- (5) 日中コール取引の利息計算式は次のとおり。

$$\text{利息} = \frac{\text{元金} \times \text{レート}}{365}$$

10. 臨時休日

- (1) 既に取り引されている有担保コール、無担保コール、手形売買取引の期日が予期せざる休日となった場合、両当事者間に別段の合意がない限り、原則として翌営業日を資金決済日とする。ただし、当該休日が月末営業日に当たる場合は原則として前営業日を資金決済日とする。
- (2) 資金決済日変更に際しては、当初約定金利をそのまま使用し、金利計算に当たっては日数調整を行うものとする。なお、調整に伴う資金の授受は有担保コール、無担保コール、手形売買取引とも変更された資金決済日に行うものとする。
- (3) 既に約定済みかつスタート日未到来の先日付物取引において、期日が予期せざる休日となった場合については、当該取引当事者間で調整を行うことができる。ただし、調整につき取引当事者間の合意がなされない場合は、前 2 項に従うものとする。
- (4) 既に約定済みの先日付物取引において、スタート日が予期せざる休日となった場合は、上記(1)(2)を参考に、当該取引当事者間で調整を行うものとする。ただし、調整につき当該取引当事者間で合意が為されない場合は、当該約定を取り消すものとする。

11. 取引情報の機密保持

- (1) インターバンク市場において、その業務に携わる者達が市場における機密を保持していくことは、信頼のおける効率的な市場を保つために不可欠なものである。短資会社は、参加者にかかる個別の機密情報等を関係当事者からの明確な許可が得られた場合等を除き、他の参加者に対し伝えてはならない。また、参加者は短資会社に対して個別の機密情報等を尋ねてはならない。
- (2) 短資会社が取引成約以前の段階において市場情報として伝える事ができるのはオファー・ビッドのレート、オファー・ビッドの総量もしくはそのボリューム感、およびファーム・オーダー、アンダー・リファレンスの区別、ならびに取引成約レートおよびその金額もしくはボリューム感のみである。
- (3) 短資会社は、参加者の個別名は勿論のこと、~~業態名~~によるオファー・ビッド状況または取引成約状況及び個別名の特定につながる業態名等の開示・言及などを他の参加者に~~伝~~してはならない。また、参加者は他の参加者の個別名や~~業態名~~によるオファー・ビッド状況または~~取引成約状況~~などを短資会社に対して尋ねてはならない。
- (4) オープン・ボイスボックスは参加者と短資会社の間で、円滑な注文・情報の伝達を行うためのものであると同時に、不特定多数が市場の状況を聞くことが出来る装置である。従って、機密保持の観点からその使用は十分注意するとともに、本来の目的を意識して使用しなければならない。

- ・取り、取る
コール資金を調達する意思表示。
- ・ビッド
資金の取り手側のオーダー
- ・ファーム・オーダー
取引成約を前提として、変更または取り消しの意思表示がされない限り継続されるオーダー（取引の種類、取引の期間、資金の出し・取りの区別、資金授受時刻、方法、取引レート、金額等を明示したオーダー）。アンダーリファレンスより優先される。
- ・ファーム・レート
取引成約を前提としたオーダー・レート。
- ・マイン
資金を取る意思表示。
- ・ユアーズ
資金を出す意思表示。
- ・ライン・チェック、チェックング
クレジット・ラインをチェックすること。「与信上問題なければ取引を行う」との意思表示。

4. 取引成約などにかかわる用語

- ・アマウント合わず
取引当事者同士の取引希望金額があわないこと。
- ・ギブン
ビッドに対しオファーが出て取引が成立したこと。
- ・コンファーム
約定内容の確認。
- ・ダン
取引成約の意思表示。
- ・テイクン
オファーに対しビッドが出て取引が成立したこと。
- ・ナッシング・ダン、ナッシング
取引不成立。

~~・マイン
資金を取る意思表示。~~

~~・ユアーズ
資金を出す意思表示。~~

~~・ライン・チェック、チェックキング~~

~~クレジット・ラインをチェックすること。~~

・ライン・フル、フル

~~クレジット・ラインがいっぱいであること~~ライン・チェックを行った場合に、「与信上問題があったので取引不成立とする」意思表示。

5. 担保関係

・外貨手形の邦貨換算率

現在ではドル建てのみがその対象。前月の円・ドル為替相場の平均レートに基づき毎月の第四営業日に短資協会が発表し、第五営業日から適用される。

・短資取引担保センター

インターバンク市場における有担保コール取引、手形売買取引に伴う担保品の授受を現物の移動ではなく、帳簿上の振替によって行うことを目的として設立された機構。運営の主体は短資協会。短資協会と参加者の間で担保品の寄託契約を行い、それによって寄託を受けた担保品現物は、日本銀行金庫に保護預かりとして集中保管される。取引発生に伴う担保品の移動は、短資取引担保センターにおける市場参加者間の帳簿上での振替により行われる。1995年9月18日設立。

2002年9月からは短資会社から委託を受けて手形、証票類等の共同受渡業務も行っている。

6. その他

・短資協会

1962年11月1日、日本銀行と取引を有する短資会社を会員として、短資業務の改善、向上を図り、金融市場の発展に寄与することを目的として設立された。

・短資取引約定確認システム

2001年1月、日本銀行当座預金決済のRTGS化に伴い、短資会社を経由した取引の約定確認業務を迅速かつ一元的に行うことを目的として構築されたシステム。短資協会が運営管理。

1 1 か月物＝資金受渡日の 1 1 か月後の応当日から 1 年後の応当日の前日までが期日となるもの

1 年物＝資金受渡日の 1 年後の応当日が期日となるもの

(注)・2 日物から 6 日物については期日が休日に該当する場合、その期日物は成り立たないことになる。

- ・ 1 週間物から 3 週間物については、応当曜日が休日の場合には翌営業日を応当日とする
- ・ 1 か月物から 1 年物については、応当日が休日の場合には翌営業日を応当日とするが、応当日が月末休日に当たる場合は、前営業日を期日とする。
- ・ 月末営業日に取引するをスタート日とする 1 か月物から 1 年物については、応当日がその属する月の月末営業日の前になる場合には、応当日から当該月末営業日までのいずれの日も期日とすることができる。ただし、期日の指定がされない場合は月末最終営業日を期日とみなす。
- ・ 翌日物は無担保コールではオーバーナイト物と読み替える。

2. 有担保コール、手形売買取引における担保の種類および掛目

有担保コール、手形売買取引において、現在取引慣行となっている担保の種類および掛目は次のとおり。尚、当事者間の合意により以下の料率以外の掛目による取引も可能。

(1) 有担保コール取引

種類	担保価額
超長期国債	取引金額に対し額面で10%増し
長期国債	〃 7% 〃
割引国債	〃 40% 〃
中期国債	〃 3% 〃
短期国債 (TB FB)	〃 1% 〃
金融債	〃 20% 〃
世銀債	〃 20% 〃
その他の公社債	〃 20% 〃
円貨手形	〃 25% 〃
外貨手形 (円貨換算後)	〃 25% 〃
短資取引株式預り証	〃 0% 〃
日銀売出手形	〃 0% 〃

(注) 上記の担保価額に関して状況変化が生じた場合には、別途取引当事者の合意による。

担保割れ銘柄(*)については、資金の出し手の承諾なく担保として利用しないものとする。

(*)担保割れ銘柄とは「差入担保銘柄の時価×掛目」が取引金額を下回る銘柄をいう。

(例) 上記の担保掛目を用いた場合、時価 99.00 の短期国債は担保割れ銘柄となる。

差入担保銘柄の時価 99.00 × 短期国債担保掛目 101% = 99.99 < 取引金額 100

(2) 手形売買取引

種類	担保価額
円貨手形	手形金額に対し額面で0%増し
外貨手形	換算率を用いて算出
超長期国債 (15, 20, 30年)	手形金額に対し額面で30% 〃
長期国債 (6, 10年)	〃 20% 〃
割引国債 (3, 5年)	〃 40% 〃
中期国債 (2, 4, 5年)	〃 20% 〃
短期国債 (TB FB)	〃 10% 〃
金融債	〃 30% 〃
その他の公社債	〃 30% 〃
日銀売出手形	〃 0% 〃

(注) 上記の担保価額に関して状況変化が生じた場合には、別途取引当事者の合意による。